



定期第 3 3 6 号 令和 3 年 6 月 1 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 4	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
4 3 5	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
4 3 6	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
4 3 7	生活保護法の規定による指定介護機関から主たる事業所の所在地及び指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
4 3 8	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
4 3 9	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	同
4 4 0	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	同
4 4 1	特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
4 4 2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件	同
4 4 3	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
4 4 4	同	同

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
4 4 5	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
4 4 6	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
4 4 7	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 4 8	道路の供用を開始する件	同
4 4 9	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件の一部を改正する件	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

【 監 査 委 員 公 表 】

番 号	表 題	担当課名
1 0	定期監査結果報告に対する措置状況	
1 1	財政的援助団体等監査結果に対する措置状況	

徳島県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
かさまつ在宅クリニック	徳島市山城西四丁目一三三	医療法人かさまつ在宅クリニック	令和三年四月一日
訪問看護ステーションcuddle	同 名東町三丁目四一 福ビル一〇三	株式会社カドル	同
アルファ薬局北佐古	同 北佐古一番町一三三 七	株式会社セガファーマ	同
下浦薬局	名西郡石井町浦庄字下浦六〇 三二二五	同	同
ミクラ薬局敷地	吉野川市鴨島町敷地一二二	同	同
ミクラ薬局麻植塚	同 麻植塚一二二 四	同	同
おかやま歯科	徳島市福島一丁目一〇六八	医療法人おかやま歯科	同 五月一日
くろさわ歯科	阿南市那賀川町工地六三九	医療法人風美会	同
ここの歯科	徳島市城東町二丁目七二五	医療法人千美会	同
かがやき歯科クリニック	同 国府町日開九六八三	太田 純	同 八日
たかた整形外科・せぼねクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内 三〇一	高田 洋一郎	同 十日

<p>合同会社麦わら訪問看護ステーション</p>	<p>あすき訪問看護ステーション</p>
<p>阿南市那賀川町上福井西ノ口 六 スリープ 三</p>	<p>徳島市金沢一丁目五 七九 五 リバーサイド福井二〇二</p>
<p>合同会社麦わら訪問看護ステーション</p>	<p>株式会社M n c t c o n</p>
<p>同 十八日</p>	<p>同 十九日</p>

徳島県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
北田医院	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷一九四―一〇	北田 浩三	令和三年三月二十日
かさまつ在宅クリニック	徳島市仲之町二丁目八―二	医療法人かさまつ在宅クリニック	同 三十一日
ビオスクリニック	同 佐古一番町五―二	医療法人むつみホスピタル	同
サザン調剤薬局佐古	同 佐古七番町五―二	株式会社セガファーマ	同 二月 四月
アルファ薬局北佐古	同 北佐古一番町一―三二―七	有限会社シグマ	同 三十一日 三月
下浦薬局	名西郡石井町浦庄字下浦六〇三―二五	同	同
ミクラ薬局敷地	吉野川市鳴島町敷地二―二―二	株式会社アルファメデイカル	同
ミクラ薬局麻植塚	同 麻植塚二―二―四	同	同
後藤小児科	徳島市鮎喰町二丁目二一四	医療法人後藤小児科	同 十五日 四月
おかやま歯科	同 福島一丁目一〇―六八	岡山 真理子	同 三十日
くろさわ歯科	阿南市那賀川町工地六三九	黒澤 徹	同

かがやき歯科クリニック	しみん調剤薬局	日下日浅脳外科内科クリニック	小笠原医院	ここの歯科
同 国府町日開四三八―一	同	― 徳島市北常三島町二丁目四八	二― 阿波市市場町市場字町筋一七	徳島市城東町二丁目七―二五
太田 純	ン 株式会社メデイシ	ツク 医療法人日下日浅 脳外科内科クリニ	医療法人小笠原会	河野 琢磨
七日 同 五月	同	同	同	同

徳島県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	医療法人内田会	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社エアーズ	三好市池田町中西ナガウチ二五四三	徳島市佐古六番町六二六	介護老人保健施設八ピネス	三好市池田町中西西原二〇九一	介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年四月一日 同日

徳島県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の主たる事務所の所在地及び指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社 綜合医療	名称		主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
	旧	新			旧	新		
	板野郡松茂町 中喜来字群恵 三九一	板野郡北島町 北村字東蛭子 八八五	そよかぜ指定 福祉用具貸与	板野郡松茂町 中喜来字群恵 三九一	板野郡北島町 北村字東蛭子 八八五	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和二年九月 二十二日	

徳島県告示第四百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人みらい	徳島市名東町一丁目九三番地一	にこにこ園	徳島市名東町一丁目九三番地一	保育所等訪問 支援	令和三年五月 一日
有限会社四国メディカル サポート	同 南田宮二丁目八番一 号	SMSいちスクール	板野郡上板町西分字山下七 四	同	同 六月 一日
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三〇番地 四 アーバンナカガワー 三号室	キッズサポートEve ry「S」	阿南市才見町三本松四九番 地一 三F	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同
社会福祉法人池田博愛会	三好市池田町州津滝端一二 七一番地七	どんぐり	阿波市阿波町東長峰一五一 一	居宅訪問型児 童発達支援	同

徳島県告示第四百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年月日
株式会社藤嶋建設	美馬市美馬町字東宗重八二の一	障がい児通所支援事業所こまち	三好郡東みよし町加茂一八三六番地三	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同 三月二十九日	同
社会福祉法人有誠福祉会	名西郡石井町石井字石井一 九九四番地	デイサービスセンター I国府plus	徳島市国府町早淵七三四番地	放課後等デイ サービス	令和三年二月十七日	令和三年三月三十一日

徳島県告示第四百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指 定	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日		
合同会社まとり	板野郡北島町江尻字妙蛇池 三六番地一 ロイヤルハイ ツ北島三八	ヘルパーステーション まとり	板野郡北島町江尻字妙蛇池 三六番地一 ロイヤルハイ ツ北島三八	同行援護	令和三年六月 一日		
合同会社KIP倶楽部	徳島市蔵本町二丁目一 番地 ダイバーシティビル六 五号	ケアセンターぷらす	徳島市蔵本町二丁目一 番地 ダイバーシティビル六 五号	居宅介護 重度訪問介護	同		

徳島県告示第四百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 特別保護地区の名称

石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

名西郡石井町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

三 特別保護地区の存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 指針案

1 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

2 特別保護地区の指定目的

この区域は、シイ・カシ類等の照葉樹林を中心とした区域であり、野生鳥獣の生息に適しており、都市近郊における鳥獣の保護に大きな役割を果たしていることから特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。

五 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当、徳島県東部農林水産局林業振興担当及び石井町役場

徳島県告示第四百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	場 所	案 件
令和三年七月十二日（月曜日）午後一時三十分から	名西郡石井町高川原字高川原一三一 一 石井町役場二階大会議室	石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区（名西郡石井町、既指定、面積二十一ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話 八八 六二六 八五八二）

徳島県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

花園土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	桂 慎一		徳島市国府町花園三四三
同	簀手 清		同 五二九
同	松内 豊次		同 四八七
同	盛 孝良		同 五〇一
同	盛 正卓		同 五〇四
同	簀手 榮		同 四二
同	杉本 弘一		同 三二四
同	野々瀬 英子		同 一七八
同	中川 利子		同 一六八
同	盛 誠次		同 五〇六
同		園 秀樹	同 五三一
同		簀手 茂	同 一九
同		岩崎 滋則	同 三
同		野々瀬 健二郎	同 五三五
同		本田 良枝	同 五二四
同		野口 芳久	同 四六二
同		笹田 幸栄	同 四九四
同		杉本 賢一	同 三五
同		杉本 敏則	同 二四二
同		小林 玉枝	同 一六二
監事	増村 成美		同 東高輪三三七
同	川上 孝司		同 一八八
同		鎌田 重幸	同 二〇五
同		鎌田 恭男	同 二五〇

徳島県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

勝浦土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	押栗義雄		勝浦郡勝浦町大字三溪字押栗三〇―二
同	立岩輝美		同上羽瀬二〇
同	濱 守		字檉渕七四
同	谷 永美		大字棚野字広松一六一
同	坪内 勝	坪内 勝	大字久国字松ノ本三七
同	戸川 幹雄	戸川 幹雄	大字生名字山ノ神三九―一
同	多田 祥治	多田 祥治	大字中角字豊田六二
同	國清 榮	國清 榮	大字星谷字宮原三三
同	川端 雅夫	川端 雅夫	大字沼江字山路一三二―一
同	武市 春己		字西岡一三
同	若木 一夫	若木 一夫	字天川六四
同		栗本 義治	大字三溪字小栗須一〇〇
同		片山 博之	字甫坂六〇―一
同		開船 富成	字中村一二四
同		大谷 昇	大字棚野字大谷二六
同		吉岡 正治	大字沼江字田中四七
同		野上 武典	大字三溪字三月田六
監事	坪井 泰博	坪井 泰博	字橘二二―一
同	山本 肇		大字生名字御所四〇―三
同	湯浅 忠男		大字沼江字田中四六
同		戸川 茂一	大字生名字山ノ神三五―七
同		青悦 賢典	大字沼江字大屋敷三九

徳島県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
板野郡上板町 上板町北岸用水利土地改良区	令和三年四月七日
徳島市川内町 吉野川土地改良区	同 九日
阿南市那賀川町 太田川土地改良区	同 十二日

徳島県告示第四百四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和三年一月二十九日	株式会社大境組 三好市山城町下名一〇一二番地 一 大境 理紀	徳島県知事許可 (般一三〇) 第一二二二号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し (建築工事業に関する一般建設業許可)	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 二月八日	南海熱学工業株式会社 鳴門市大麻町東馬話字寅開六一番地一 木根 清	同 (般一三〇) 第三二〇一号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十二月十二日	モーニングホーム株式会社 徳島市国府町井戸字高輪地四一番地一 流 勝美	同 (般一三〇) 第七五一五号	同 (石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十九日	小倉組 徳島市大原町中須四二番地一七 小倉 貴志	同 (般一三〇) 第七〇二四六号	同 (大工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十六日	株式会社アサヒコーポレーション	同 (般一三〇) 第七〇二四六号	同 (とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋	同

							徳島市新南福島一丁目一番六号 田中 哲也	第七〇四二九号	工事業に関する一般建設業許可)	
同	同	同	同	同	同	同	サクラマ電設 美馬市脇町田上五〇三番地 桜間 文明	同 (般一三七) 第四二五五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	松原工務店 名西郡石井町高原字西高原三五 一番地七 松原 敏雄	同 (般一二八) 第七二五二号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	有限会社システムコーポレーション 阿波市土成町吉田字城根木九五 番地五 原 卓也	同 (般一二八) 第六〇三六号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	有限会社高田造園土木 吉野川市川島町学字近久一〇八 番地一 高田 幸男	同 (般一二八) 第七七八三号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	株式会社島出建築事務所 徳島市国府町早淵二七番地六 島出 吉晴	同 (特一三〇) 第五六九一号	同 (解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	三原工業株式会社 小松島市小松島町字北浜一四二 番地	同 (般一二九) 第七〇四七〇号	同 (土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一	同

同	同 十日	三原 一美 株式会社ソラル 板野郡藍住町徳命字元村一二三番地一〇二〇二号 手塚 孝昭	同 (般一三七) 第七〇一三八号	同 (建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 十六日	栄徳建設 徳島市中島田町四丁目一〇七番地一 宮部 康彦	同 (般一〇二) 第七〇六六五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	福和建設株式会社 徳島市川内町大松二八五番地一 福原 治	同 (特一〇一) 第四八四九号	同 (建築工事業、大工工事業及び鉄筋工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同 二十四日	河野電工 徳島市名東町二丁目九一番地七 河野 治	同 (般一三〇) 第七〇二四一号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社西村建設 三好市山城町大川持五二三番地四 西村 裕	同 (特一二九) 第一一七号	同 (建築工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同	有限会社三好建設 三好郡東みよし町東山字葛籠三五三番地二 三好 清	同 (般一二七) 第一〇三五九七号	同 (土木工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 四月 二十日	株式会社スペース工務店 小松島市小松島町字南開一八番地六 武田 裕成	同 (般一二八) 第五二一九号	同 (建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社永和 徳島市国府町西黒田字南傍示一五二番地五	同 (般一〇二) 第五四三〇号	同 (管工事業、塗装工事業、消防施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和三年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	阿南鷲敷日和佐	阿南市深瀬町北久保四六番地先から 同 岡崎五〇番 三地先まで 阿南市深瀬町北久保三八番地先から 同 岡崎五一番 一地先まで	新	七・〇〇四・五・四	八九五・五
		阿南市深瀬町北久保四六番地先から 同 岡崎五〇番 三地先まで	旧	三・三〇二・一〇	七六六・七
		阿南市深瀬町北久保三八番地先から 同 岡崎五一番 一地先まで		七・〇〇四・九・九	八九五・五

徳島県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

235	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
宮川内牛島 停車場		阿波市吉野町西条字西大竹一 〇五番五地先から 同 八番八地先まで	九	八三・五	令和三年六月十八日

徳島県告示第四百四十九号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（定める件）の一部を次のように改正し、令和三年六月十八日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県職業能力開発校訓練生入校試験の項の次に次のように加える。

家畜人工授精に関する講習会の修業試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から一月間	畜産振興課
--------------------	-------------	-------------	-------

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月18日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
 同 岡 崎 悦 夫
 同 大 寺 健 司
 同 原 山 徹 臣
 同 福 山 博 史

監査結果の公表年月日	令和3年2月5日							
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置							
<p>(1) 収入で未収となっているもの</p>	<p>< 南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 > 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="477 890 958 1066"> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>117,154,420円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度決算額</td> <td>124,941,909円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>△7,787,489円</td> </tr> </table>	令和元年度決算額	117,154,420円	平成30年度決算額	124,941,909円	増 減 額	△7,787,489円	<p>令和元年度の「県税」の収入未済額は、117,154,420円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が93.5%、自動車税が3.9%と、この2税目で県税収入未済額全体の97.4%を占める状況であった。</p> <p>〔参考〕</p> <p>「個人県民税」の収入未済額 109,491,516円 (対前年度比 △5,653,469円)</p> <p>「自動車税」の収入未済額 4,609,276円 (対前年度比 △2,416,706円)</p> <p>滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和2年7月から9月までの間は「滞納繰越分整理強調月間」として集中的に滞納整理を行った。</p> <p>滞納者に対しては、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促す一方、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権のほか、滞納者宅を捜索して動産を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。</p> <p>「滞納分析会議」を定期的実施し、財産調査により把握した担税能力を元に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。</p> <p>また、収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策としては、11月から12月までの間を「県下一斉徴収強化月間」として、県民局長と市町長との連名による共同催告書の発送を行うなど、県と市町が一体となった徴収強化に努めた。</p> <p>市町への徴収支援としては、令和2年7月から阿南市、那賀町及び海陽</p>
令和元年度決算額	117,154,420円							
平成30年度決算額	124,941,909円							
増 減 額	△7,787,489円							

町において、県と市町村の税務職員の「相互併任制度」を活用し、差押えを共同で行うことで、徴収強化と市町職員のスキルアップに努めた。

加えて、地方税法第48条に基づく徴取引継について、阿南市、那賀町、美波町及び海陽町で令和2年7月から、牟岐町で同年8月から、令和3年2月まで市町から引き受けた徴収困難事案を県が徴収したところである。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で117,154,420円であった県税の収入未済額が、令和3年3月31日現在では77,749,809円となり、39,404,611円（うち不納欠損等5,538,419円）減少した。

今後とも、納期内納付向上に向けた広報及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については、管内市町との連携を強化し、徴収支援の充実に努めたい。

<南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和元年度決算額	3,846,220円
平成30年度決算額	3,252,630円
増 減 額	593,590円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

さらに、「未収金ケース検討会議」などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

また、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

こうした取組の結果、令和元年度決算で3,846,220円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在3,493,440円となり352,780円減少した。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

<南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	19,824,428円
----------	-------------

1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況
 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施した。

その結果、令和元年度決算額で1,782,880円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在1,743,880円となり、39,000円減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努め

平成30年度決算額	20,910,935円
増 減 額	△1,086,507円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	10,561,014円
平成30年度決算額	11,950,179円
増 減 額	△1,389,165円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,708,980円
平成30年度決算額	1,707,157円
増 減 額	1,823円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

たい。

2 生活保護返納金の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めた。

さらに、債権回収強化期間の設定や債権管理検討会議の開催など、組織的な取組を図った。

その結果、令和元年度決算額で18,041,548円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在15,671,823円となり、2,369,725円（うち不納欠損額780,000円）減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めた。

また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子・父子自立支援員が通知書を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めた。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で10,561,014円であった収入未済額が令和3年3月31日現在9,735,802円となり、825,212円（うちサービサー回収分286,940円）減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で1,708,980円であった収入未済額が令和3年3月31日現在1,690,980円となり、18,000円（うちサービサー回収分11,000円）減少した。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定等事業活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保を図りたい。

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。
 令和元年度の「県税」の収入未済額は、45,312,458円であり、税目別

県税の収入未済額の状況

令和元年度決算額	45,312,458円
平成30年度決算額	58,925,645円
増減額	△13,613,187円

では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の80.5パーセント、自動車税が13.9パーセントと、この2税目で県税収入未済額全体の94.5パーセントを占める状況であった。
〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 36,495,695円
(対前年度比 △11,924,595円)

「自動車税」の収入未済額 6,310,429円
(対前年度比 △557,895円)

令和2年度においては、特に収入未済額の8割超を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」を活用し、特定の滞納整理業務を共同で行う徴収支援について、既に実施しているつぎ町及び三好市に、美馬市を加えた管内2市1町において実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、三好市及び東みよし町の管内1市1町を対象として行った。

また、11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」においては、県と管内市町の連名による「共同催告」を実施するなど、管内市町と連携を強化し、滞納を許さない気運を醸成するとともに、新規滞納の抑制を図った。

自動車税については、滞納件数が多く、早期の処理が求められることから、地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに、西部総合県民局地域創生観光部県税担当が一体となって積極的な納税交渉や効果的な調査を行うなど、厳正な滞納整理に取り組んだ。さらに、令和2年度においては、令和元年度以前に差し押さえた不動産について公売を行った。

その他の税目についても、定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し、滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議するとともに、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、差押などの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。

これらの取組から令和元年度決算における収入未済額45,312,458円が令和3年3月31日現在27,133,530円となり、18,178,928円（うち不納欠損額3,337,467円）減少した。

今後とも、更なる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実にも努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、債務者に寄り添いながら粘り強く納付指導を実施することで、収入未

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	20,864,466円
平成30年度決算額	22,488,794円
増減額	△1,624,328円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	6,158,455円
平成30年度決算額	6,475,288円
増減額	△316,833円

済額の縮減に努めている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で2,348,280円であった収入未済額が、令和3年3月末日現在2,141,280円となり、207,000円減少した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、債務者の生活状況の実態を把握し、ひとり親家庭支援として債務者に寄り添いながら定期的な電話及び訪問による納付指導を行い、早期納入を求めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生防止に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で18,516,186円であった収入未済額が、令和3年3月末日現在15,020,219円となり、3,495,967円（うち不納欠損額2,160,169円）減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で6,158,455円であった収入未済額が、令和3年3月末現在4,529,521円となり、1,628,934円減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,464,240円
平成30年度決算額	1,323,940円
増 減 額	140,300円

負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。

また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。

さらに所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。

こうした取組の結果として、令和元年度決算額で1,464,240円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在1,070,010円となり394,230円減少した。

滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今

		後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努めたい。
(2) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	<p>< 関西本部 > 週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給できていないものや算定が誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>誤って支給した超過勤務手当及び休日給については、期間及び支給率を訂正し、令和2年10月の給与支給時に追給及び戻入を行った。 令和2年11月4日の本部内会議において、改めて各職員に対し週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給の制度について周知し、注意喚起を行った。 また、給与事務担当者が職員全員に対し、間違えやすい事例を挙げて説明を行うなど、きめ細かい対応を実施した。 さらに、令和3年4月1日の職員の人事異動後に、給与担当者から異動してきた個々の職員に対し、制度を理解したうえで超過勤務システムへの入力を正確に行うよう説明を行った。 今後は、同様の事例が発生しないよう定期的（四半期ごと）に担当リーダーが職員への周知徹底を行うとともに、給与事務担当者が確認を徹底することで、適正な事務の執行に努めていきたい。</p>
(3) 港湾施設の使用許可等に係る事務処理で適切でないもの	<p>< 南部総合県民局県土整備部 美波庁舎 > 港湾施設の使用許可等について、許可に係る指令文書を行政不服審査法改正前の内容により作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の案件は、港湾施設の使用許可等において、平成28年の行政不服審査法の改正により指令文書の様式が変更されているにもかかわらず、制度改正前の様式を利用して文書を作成したことから、指令文書が改正前の内容となっていたものである。 再発防止策としては、リーダー、サブリーダーが制度改正の有無を常に確認し、制度改正があった場合には、標準様式のファイルの修正を行い、担当者に周知を図る。また、指令文書の作成に当たっては、各担当者は最新の標準様式を利用して作成するとともに、リーダーが必ずチェックを行うこととした。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>

監査結果の公表年月日	令和3年3月9日	
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 特殊勤務手当の支給に関するもの	<p>< 阿南光高等学校 > 特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務</p>	<p>今回の事案は、平成31年3月に部活動指導に係る特殊業務手当の運用が改められ、「4時間以上」の適用は「大会又は試合に参加する場合の指</p>

	<p>務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>導業務」に限定されたにもかかわらず、前例による手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、過大支給となった手当は速やかに返納するとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。また、令和3年3月には、手当申請時の入力ミスを防ぐため、教職員が使用している総務事務システムの改修がなされたところである。</p> <p>今後、同様の事案の再発防止を図るため、制度改正のあった場合には、改正の趣旨について、理解を深め適切に対応できるよう教職員への周知を徹底するとともに、毎月上旬の給与月例報告時には、事務担当者等が複数人で支給区分の確認を行うことにより、適正な事務執行を図ることとした。</p>
	<p>< 国府支援学校 > 特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、平成31年3月に部活動指導に係る特殊業務手当の運用が改められ、「4時間以上」の適用は「大会又は試合に参加する場合の指導業務」に限定されたにもかかわらず、前例による手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、過大支給となった手当は速やかに返納するとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。また、令和3年3月には、手当申請時の入力ミスを防ぐため、教職員が使用している総務事務システムの改修がなされたところである。</p> <p>今後、同様の事案の再発防止を図るため、制度改正のあった場合には、改正の趣旨について、理解を深め適切に対応できるよう教職員への周知を徹底するとともに、毎月上旬の給与月例報告時には、事務担当者等が複数人で支給区分の確認を行うことにより、適正な事務執行を図ることとした。</p>
<p>(2) 物品の管理に関するもの</p>	<p>< 脇町高等学校 > 前年度の監査時に引き続き、棄却した物品で物品出納簿に記載されたままとなっている事例がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案の物品については、物品出納簿から棄却手続きを行った。</p> <p>今後は、物品の廃棄処分を行う際、必ず物品出納簿と突合するよう、職員へ周知徹底を図り、実際の事務処理については、担当教諭及び物品出納員が確認を徹底することにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月18日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
同 岡 崎 悦 夫
同 大 寺 健 司
同 原 山 徹 臣
同 福 博 史

監査結果の公表年月日	令和3年2月5日		
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置		
<p><株式会社ネオビエント> 公の施設の管理における過払金の返金について、長期間未収となっているものがあつた。今後、適切な債権管理に努める必要がある。</p>	<p>平成28年度に発生した過払金3,294,000円については、回収業務を進め、債務者に督促を行い、令和2年11月30日に全額を回収した。 なお、適切な債権管理の取組として、過払金と未収入金について次のとおり対応することで今後の再発防止に努めたい。 過払金発生防止策としては、出金前と出金後の2回、支払伝票記載額と通帳との照合や伝票の支払済処理について、総務責任者と担当者によるダブルチェックを行うとともに、総務部長による伝票管理を行っているところであり、今後も継続して再発防止に取り組む。 未収入金回収については、月次の未入金リストを作成・管理し、未入金案件を速やかに把握し、施設内で共有の上、本社に報告するとともに、把握した未入金案件は、総務部長を責任者とし、電話・文書・訪問等により、早急な督促・回収に取り組む。</p>		
<p><徳島県住宅供給公社> 徳島県住宅供給公社会計規程により、契約書を作成する必要がある修繕工事であるにもかかわらず、契約書を作成していないものや請書にて対応しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>令和3年3月26日に開催した理事会において、今回の監査結果について報告を行い、以下の取組について説明し了承を得た。 再発防止対策の取組の内容としては、まず、金額に応じた契約手続きや契約時の確認事項を明記したチェックリスト等を取りまとめた「工事等の発注に係る契約事務の手引き」を作成し、令和3年2月から運用している。 さらに、契約事務の審査体制の強化として、「徳島県住宅供給公社建設工事審査委員会」に定期的（1か月ごと）に契約状況を報告し、適正な契約手続きを確認する体制を整えた。 今後とも、これら措置を継続することにより、組織的な確認を徹底し適正な契約事務の執行に努めたい。</p>		